

2023 September

9

No.883

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <https://www.syahokyo-saga.or.jp/>



佐賀県社会保険協会

検索



■九州佐賀国際空港コスモス園（佐賀市川副町）

写真提供：（一社）佐賀県観光連盟

今月の記事

● 日本年金機構

- 標準報酬月額の変更通知のお願い 2
- 被保険者報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届提出のお願い
- 令和5年7月7日から大雨により被害を受けた皆様へ 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- 被扶養者資格再確認にご協力をお願いします 4
- 協会けんぽ2022（令和4）年度決算のお知らせ 5

● 佐賀県社会保険協会

- 社会保険事務講習会のご案内 6
- 10月開催講習会のお知らせ 7

- 年金相談窓口開設カレンダー等 8
- 令和6年「健康づくりカレンダー」申込みの受付を開始します！ 8

職場内で回覧しましょう

事業主の皆様へ

標準報酬月額に従業員様への通知のお願い

被保険者報酬月額算定基礎届により決定された標準報酬月額は令和5年9月1日から適用となります。

決定後の標準報酬月額について、被保険者(従業員)の皆様へ通知いただきますようお願いいたします。

被保険者報酬月額変更届・ 70歳以上被用者月額変更届提出のお願い

標準報酬月額は、「被保険者資格取得届」や「被保険者報酬月額算定基礎届」により決定しますが、昇(降)給により報酬が大幅に変動した場合は、「被保険者報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届」により標準報酬月額の随時改定を行うこととなり、固定的賃金の変動し、その報酬を支払った月から数えて4か月目に新たな標準報酬月額が適用されます。

たとえば、5月支払い分から変動があった場合は、8月分保険料(令和5年10月2日納付期限分)から適用となります。

随時改定は次の3つの条件すべてにあてはまる場合に行います。

- ① 昇給または降給等により固定的賃金に変動があった。
- ② 従前の標準報酬月額と、変動月から3か月間に支払われた報酬の平均額による標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。
- ③ 変動月から3か月間の支払基礎日数が毎月17日以上(特定適用事業所に勤務する短時間労働者の場合は11日以上)ある。

ただし、次の場合は、随時改定の対象となりませんので、「被保険者報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届」の提出は不要です。

- ① 固定的賃金は上がったが、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より下がり、2等級以上の差が生じた場合
- ② 固定的賃金は下がったが、変動後の引き続いた3か月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より上がり、2等級以上の差が生じた場合

お問い合わせ先

● 各年金事務所 厚生年金適用調査課

～日本年金機構からの大切なお知らせです～

令和5年7月7日からの大雨により 被害を受けられた皆様へ 大雨で被災し、国民年金保険料の納付が困難な方は 申請により納付を免除される場合があります。

令和5年7月7日からの大雨により被害を受けられた皆様には、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧と皆様のご健康を心からお祈り申し上げます。

国民年金保険料(第1号被保険者の保険料)については、災害等で大きな被害を受けたことにより納付が困難な場合、申請をして承認されると保険料の全額が免除される制度(特例免除)があります。(災害により被災し、住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方が対象となります。)

1. 申請に必要な書類

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- 国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届
⇒『被災状況届』は、被災による損害状況(財産等におおむね2分の1以上の損害があること)を確認するため、財産等の金額及び損害額等の必要事項を記入してください。
- 罹災証明書、または被害農林漁業者等と認定された被害認定書の写し
⇒罹災証明書等により損害の程度が確認できる場合は『被災状況届』の提出は不要です。
- 保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書の写し
⇒保険金・損害賠償金等が支給される場合は必要となります。

2. 提出先

- お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、お近くの年金事務所(郵送による提出も可能)
※ ご本人以外の方が提出する場合は、本人からの「委任状」が必要となります。

3. 免除される期間等

- 災害等を理由とした免除は、災害等が発生した日の属する月の前月分から翌々年の6月分までの期間が対象となります。
- このため、今回の災害により免除が承認される期間は、令和5年6月分から令和7年6月分までの期間となります。
- ※ 免除申請は年度単位で行っていただく必要がありますので、現時点では令和4年度申請(令和5年6月分)、令和5年度申請(令和5年7月から令和6年6月分まで)をお手続きいただき、令和6年度申請(令和6年7月分から令和7年6月分まで)については令和6年7月以降に、あらためてお手続きいただくこととなりますので、ご了承ください。

4. 減額される年金額を増やせます

- 保険料が免除された期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)により、保険料を納付した場合と同じとなります。
- 保険料免除期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早目の追納をお勧めします。

ご不明な点は、お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、お近くの年金事務所の国民年金課までご相談ください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp>



日本年金機構
Japan Pension Service

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。
令和5年9月分保険料の納付期限は令和5年10月31日(火)です。

～事業主様・加入者様へ～

保険料負担の軽減につながる大切なお願いです。 被扶養者資格再確認に ご協力をお願いします。

確認対象者 令和5年4月1日において18歳以上の被扶養者

**被扶養者状況
リストの送付時期** 令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次送付
(確認対象者がいない事業所には被扶養者状況リストは送付いたしません)

提出期限 令和5年12月8日(金)

提出物 【扶養から外れる方がいない場合】

◇被扶養者状況リスト(正)※

次に該当する場合のみ、事実を証明する書類および、被扶養者現況申立書が必要です。

- 被保険者と別居している被扶養者
→仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類(学生の場合は省略可能)
- 海外に在住している被扶養者
→海外特例要件に該当していることが確認できる書類

【扶養から外れる方がいる場合】

- ◇被扶養者状況リスト(正)※
- ◇被扶養者調書兼異動届
- ◇扶養から外れる方の保険証(高齢受給者証等)

※被扶養者状況リスト(副)は事業主様の控えとなりますので、送付せず手元に保管をお願いします。



ご退職の際は必ず保険証をご返却ください

- ご退職時(または扶養から外れたとき)には、保険証を事業主様へご返却ください。
協会けんぽでは、資格喪失後等に保険証の回収が確認できない方に通知を送りしています。
行き違い防止のため、**回収した保険証は速やかに返却をお願いします。**

保険証の返却方法

日本年金機構に提出する「資格喪失届」「被扶養者異動届」に添付してください。

- 保険証を添付できない場合、「健康保険被保険者証回収不能届」の添付が必要です。
- 電子申請の場合も保険証の返却が必要です。**電子申請の到達番号がわかる画面を印刷**の上、保険証と併せて年金機構へ速やかにご郵送ください。



協会けんぽ 2022（令和4）年度決算（見込み）のお知らせ

2022年度の決算（見込み）のポイント

2022年度の決算は**収入が11兆3,093億円、支出が10兆8,774億円**で、**収支差は4,319億円**となりました。

ポイントとして、収支差は前年度比で増加（+1,328億円）しましたが、この要因は、保険料収入の増加（+1,868億円）より保険給付費の増加（+2,502億円）が上回ったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う2020年度の高齢者の医療費の一時的な減少により、後期高齢者支援金に多額の精算（戻り分1,901億円）が生じたこと等によって支出の伸びが抑えられたことによるもので、一時的な特殊事情によるものです。

※ 詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。

2022年度決算（見込み） | 医療分

収入	11兆3,093億円	(+1,813億円)
支出	10兆8,774億円	(+ 486億円)

収支差	4,319億円	(+1,328億円)
準備金	4兆7,414億円	(+4,319億円)

※（ ）内は、対前年度比。

高齢者医療への拠出金等 33.0%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。その額は、支出の **約1/3** を占め、重い負担になっています。今後、団塊の世代が75歳以上となることによって、高齢者医療への拠出金の増加が見込まれています。

保険給付費 63.9%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

保険料収入 88.8%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

支出
約**10.9**兆円

収入
約**11.3**兆円

その他の支出 1.0%

国からの補助金 11.0%

その他の収入 0.2%

健診・保健指導経費 1.2%

協会事務費 0.9%

Q. 2022年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、以下の理由から**楽観を許さない状況**です。

- ・ 収入面では、賃上げによる賃金の上昇が当面は見込まれるものの、被保険者数の伸びが鈍化していることや、不安定な海外情勢や物価高の影響等で経済の先行きが不透明であること等によって、これまでのような保険料収入の増加が今後も続くとは期待し難いこと。
- ・ 支出面では、**医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移した2021年度(対前年度比+8.6%)をさらに上回り、2022年度は対前年度比+4.4%と高い伸びで推移していること**や、今後も、**後期高齢者支援金の増加**が見込まれること。

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康増進の取り組みを中心とした医療費の適正化をさらに推進するとともに、安定した財政運営に努めてまいります。



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！





令和5年度 社会保険事務講習会のご案内

『高年齢雇用継続給付・ 在職老齢年金に関する講習会』

高年齢者雇用に関する諸制度や必要な届出等について学びます。

『ライフステージにおける社会保険・労働保険』

社会保険事務担当者や若年従業員の方を対象に、入社後における様々な場面で知っておきたい基礎的な制度や必要な手続きなどについて学びます。【初級編】 講師●社会保険労務士

令和5年	会 場	講 師	令和5年	会 場
9月11日(月)	佐賀：メートプラザ佐賀 (佐賀市兵庫北3-8-40)	池田 信宏 社会保険労務士	10月12日(木)	武雄：武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
9月12日(火)	唐津：高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	城 志保 社会保険労務士	10月13日(金)	佐賀：メートプラザ佐賀 (佐賀市兵庫北3-8-40)
9月14日(木)	鳥栖：サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	大木 傑 社会保険労務士	10月16日(月)	唐津：高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
9月15日(金)	武雄：武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	中村 好江 特定社会保険労務士	10月17日(火)	鳥栖：サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
●実施時間 各会場共通 13:20受付▶13:40開始▶16:30終了予定 ※ 16:00～ 諸届出に係る注意事項等についての説明(年金事務所)			●実施時間 各会場共通 13:20受付▶13:40開始▶16:00終了予定	

募集定員 佐賀・武雄…50名 鳥栖・唐津…30名

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者 9月… 社会保険事務担当者の方 10月… 社会保険事務担当者や若年従業員の方

参 加 費 会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び令和5年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 FAX、郵送またはホームページよりお申込み下さい。 佐賀県社会保険協会 

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号			 宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『高年齢雇用継続給付・在職老齢年金に関する講習会』 (佐賀 ・ 唐津 ・ 鳥栖 ・ 武雄) 会場 令和 年 月 日 ()	『ライフステージにおける社会保険・労働保険』 (武雄 ・ 佐賀 ・ 唐津 ・ 鳥栖) 会場 令和 年 月 日 ()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒 事業所電話番号 () -		
知りたい内容やご質問等ありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

学んでみませんか？

加入したら知っておきたい！

社会保険・労働保険のあれこれ・・・22のこと！！

10月開催
講習会のお知らせ

そもそも社会保険・労働保険ってどんな制度？

病気で働けなくなったときの生活費はどうなるの？

妊娠・出産したときはどんな保障があるの？

これまでにない、初めてのテーマの講習会です！

「ライフステージにおける社会保険・労働保険」

社会保険事務担当者の方だけでなく、新入社員の方の入門書としても活用いただけるテキストを使用して、人生におけるさまざまなステージと社会保険・労働保険の関わりをわかりやすく解説します。

長い人生、保険料を支払う先にどんな保障が待ってるんだろう？



社会保険事務担当者の方だけでなく、社会人になって間もない方にもお勧めの講習会です！
開催場所・日程は6ページをご覧ください、「参加申込書」によりお申し込みください。

令和5年10月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
1	2 伊万里市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	3 鹿島市役所 (予約)	4 多久市役所 (予約)	5	6 伊万里市役所 (予約)	7
8	9	10 基山町役場 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	11 有田町役場 (予約)	12	13 伊万里市役所 (予約)	14 年金事務所 休日相談日 (予約)
15	16 年金事務所 延長相談 19時まで	17 鹿島市役所 (予約)	18 多久市役所 (予約)	19	20 伊万里市役所 (予約)	21
22	23 年金事務所 延長相談 19時まで	24 基山町役場 (予約)	25	26	27 伊万里市役所 (予約)	28
29	30 年金事務所 延長相談 19時まで	31				

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

出張相談【予約制】		
出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受け付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521 (一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15まで

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※年金事務所では予約による年金相談を受け付けております。

予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

ご連絡の際は、基礎年金番号か個人番号(マイナンバー)の分かるものを

ご準備ください。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。

佐賀県社会保険協会

令和6年『健康づくりカレンダー』申込みの受付を開始します!

>>>申込受付期間 9月1日(金)～10月20日(金)

予算的事情から、令和3年度より「健康づくりカレンダー」の配付を中止したところ、事業所より多数のお問合せをいただきました。

そこで、今年度は以下の条件により、希望する事業所に対して配付しますので、下記申込書により期限までにお申し込みください。

★令和5年度会費納入済み事業所

★1事業所1部のみ無料 ※2部以上申し込む場合は1部あたり300円(税込み)

★申込み多数の場合は先着順により300事業所まで



※お申込みはファックスのみで受け付けます。

FAX番号 0952-26-3377

令和6年『健康づくりカレンダー』申込書		
整理番号	申込日 令和 年 月 日	
宛名シールの左下の番号。おわかりになる範囲で結構です。		
事業所名	ご担当者名	
事業所所在地	〒	
事業所電話番号 () —		

※申込書にご記入いただきました情報は、健康カレンダー送付以外の目的には使用いたしません。